

## 広島県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに関する研修実施主体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」(令和元年6月24日府子本第197号、元初幼教第8号、子保発0624第1号内閣府子ども・子育て本部参事官等連名通知。以下「処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件通知」という。)において定める研修実施主体の認定に係る手続き等必要な事項を定める。

(各施設類型における研修実施主体等の要件)

第2条 各施設類型における研修実施主体等の要件は、次のとおりとする。

### (1) 幼稚園

#### ア 実施主体

次の各号に掲げる要件をすべて満たす幼稚園関係団体であること。

(ア) これまで幼稚園教諭に対し研修を実施してきた実績を有すること。

(イ) 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。

(ウ) 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

#### イ 研修内容

アに定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、知事が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要とする。

### (2) 認定こども園

#### ア 実施主体

次の各号に掲げる要件をすべて満たす認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のいずれかであること。

(ア) これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士に対し研修を実施してきた実績を有すること。

(イ) 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。

(ウ) 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

#### イ 研修内容

アに定める実施主体が実施する研修であって、認定こども園関係団体においては幼保連携型認定こども園教育・保育要領を、幼稚園関係団体においては幼稚園教育要領を、保育関係団体においては保育所保育指針を踏まえて、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、知事が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要とする。

(認定の申請)

第3条 研修実施主体として認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各施設類型の施設が加算の認定を受ける年度の2か月前までに、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書」

(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して知事に、提出しなければならない。

- (1) 研修組織・実績
- (2) 研修体系・研修の主な内容
- (3) 研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法

(認定の通知)

第4条 知事は、申請者及び研修の内容等を審査し、第2条に規定する研修実施主体の認定要件を満たしていると認められる場合、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定通知書」(様式第2号)により認定を行う。

2 知事は、申請の内容が処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件通知及びこの要綱に定める要件を満たさない時は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、認定しないことができる。

3 知事は、前条の規定による認定の申請があった時は、必要に応じて申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

4 知事は第2項による不認定の決定をしたときは、申請者に対し、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体不認定通知書」(様式第3号)により理由を付してその旨通知する。

(認定の効力)

第5条 前条による認定を行った研修実施主体が、認定より前から第2条第1項イ又は同条第2項イに規定する内容で研修を実施していた場合、平成29年4月1日以降の研修について、効力を有するものとする。

(認定の廃止)

第6条 研修実施主体は、当該団体を廃止または研修事業を廃止したときは、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体廃止届出書」(様式第4号)を廃止をすることとした日から10日以内に知事に届け出なければならない。

(調査及び指導)

第7条 知事は、研修実施主体に対し、必要があると認めるときは、研修に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修実施主体の事務所及び研修開催場所等において実地に調査を行うことができる。

3 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施主体に対して改善の指導を行うことができる。

4 知事は、研修実施主体が第4条による認定の内容と異なる研修を実施した場合及び第3項による指導による改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、研修実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき
- (2) 認定の申請等において、虚偽の申請を行ったとき

- (3) 研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき
- (4) 研修事業の実施に際し、不正な行為があったとき
- (5) 前条第3項に定める改善指導に従わないとき
- (6) その他研修実施主体として不適切と判断される時

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、適用する。

様式は別添